

県地球温暖化対策推進条例に基づく温室効果ガス排出量削減計画 及び実施状況報告に係る公表について

令和7年6月30日 地球温暖化対策室

1 概要

- ・ 鹿児島県地球温暖化対策推進条例（以下「条例」という。）第14条及び第15条に基づいて、事業活動に伴い相当程度多い※温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）は、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画書（排出量削減計画書）、排出状況と温室効果ガス排出量削減計画に基づく措置の実施状況を記載した報告書（実施状況報告書）の提出が義務づけられています（本県内の事業所が対象）。
- ・ また、県は、条例第16条に基づき、特定事業者から提出された「排出量削減計画書」及び「実施状況報告書」の内容を公表することとなっています。

※ ①原油換算エネルギー使用量が年間1,500キロリットル以上の事業者

②バス等の登録数が一定数以上の事業者（バス100台、トラック100台、タクシー230台、船舶総トン数1万トン）

2 排出量削減計画（令和6年度分）【提出数：147者】

- ・ 計画期間の削減目標は、各事業者が任意で設定するものですが、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）で示されている年間1%程度を目安としています。
- ・ 計画期間は3～5年間で、各事業者が自ら設定します。

【排出量削減計画書に記載された講じる措置（主なもの）】

- ・ 照明器具のLEDへの切り替え
- ・ 省エネ機器への更新
- ・ 電気使用状況の見える化
- ・ 冷暖房時に省エネ設定温度の徹底
- ・ 高効率ボイラーへの設備更新
- ・ エコドライブの推進による燃料消費量の抑制
- ・ 省エネなどに関する実施状況の把握、分析等 など

3 実施状況報告（令和5年度分）【提出数：144者】

1事業者当たりの温室効果ガス排出量（図1）について、令和5年度の集計結果は、令和4年度に対し産業部門において13.1%、業務その他部門において19.5%、運輸部門においては0.05%増加しました。

これらは、石炭火力及びLNG火力による発電量割合が高くなったことによって電気の排出係数が大きくなったことが主な要因と考えられます。

（図1 1事業者当たりの温室効果ガス排出量比較）

